

# 近時の労働法に関する厳選重要判例の検討

労働法の分野においては判例が大きな役割を担っており、労働紛争の解決に当たっては、類似事案の判例を確認・検討することが極めて重要です。判例の参照の際には判決の結論だけではなく、前提となる事実関係も十分に読み解くことが必要です。本講座では判例を正しく理解するためのポイントを踏まえ、近時の重要な労働判例について、わかりやすく解説いたします。

## 開催日時等

日 時	2019年7月9日(火) 15:00~17:00
場 所	千葉県経営者会館 2階 207 (千葉市中央区千葉港 4-3)
内 容	<p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>労働判例の基礎知識             <ol style="list-style-type: none"> <li>労働法と労働判例の関係性</li> <li>判例を読むポイント</li> </ol> </li> <li>近時の厳選重要判例             <ol style="list-style-type: none"> <li>一定の年齢に達した場合に有期労働契約を更新しない旨の上限条項が有効とされた例 (日本郵便事件 最高裁判決)</li> <li>固定残業代制度の有効性等について判断された事例 (医療法人Y事件 最高裁判決)</li> </ol> </li> </ol>
講 師	<p>その他、長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件の最高裁判決以降の労働契約法20条に関する裁判例等も盛り込む予定です。</p>
	<p>【講師】</p> <p>けやき総合法律事務所            弁護士 徳吉 完 氏(左)            弁護士 柿田 徳宏 氏(右)</p>
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者
参加費	会員 無料



○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php> より、お申し込みください。  
(締め切りは、7月2日(火)です。)

○お問合せ先 (一社) 千葉県経営者協会事務局 宇野 TEL: 043-246-1158  
E-Mail: [unom@chibakeikyo.jp](mailto:unom@chibakeikyo.jp)